



18 結婚式は質素に

昭和16年(1941)

なかのじょうまち けっこんしきかいぜんじつれい かんそ
中之条町の結婚式改善実例として、簡素を主とし
て①調度品を送込む(相手先に届けること)や行列、
いしょう ぜんぱい あいてつき
衣装見せは全廃すること②結婚祝いは近親者以外
きんびん きさい
金品を送らぬこと等の記載があります。

群馬県行政文書「社教雑事」(A0181A0S 1496)

收一第七二〇号

昭和十六年三月十日

学務部長殿
関スル件

吾妻郡中之条町長

結婚指導紹介施設及結婚式改善の実例二

結婚指導紹介施設及結婚式改善の実例二

本日四日附(社教)ヲ以て御通牒相成候標記ノ件左記
ノ通及報告候也

記

一・結婚指導紹介施設

該當無之

六統婚指導紹介施設
該當無之

昭和十五年九月ヨリ本町ニ於テハ左記ノ通部落常会ヲ通ジ申合ヲ

今ノ行ニ寄附セリ

人嫁婚ニ度ニ支度ハ双方相談ノ止前ハ簡素ニシ調度衣類

新調ヲサザルコト

調度品ニ送達ミ行列、衣裳見セハ全廢スルコト

不擇選宴ハ小範囲ニ止メ一人最高ト雖モ金二円ヲ越エザルコト

或ハ小宴程度ニ止メ他ハ通信ニテ披露スルコト

3. 神社ハ精神ヲ主トシ近親者以外ハ金品ヲ贈ラヌコト

4. 結婚祝ハ精神ヲ主トシ近親者以外ハ金品ヲ贈ラヌコト

(例)

第一區部落會ニ於テ左記ノ通申合を實行セリ

堤並ニ嫁トモ青年團服着用儀禮章ヲ附シ羽織袴等ハ一切廢

止セリ、兩親及親類一同儀禮章ヲ附シ羽織袴等ノ新

調ハ絶体ニ見合シ申合後初回ノ模範的ニ式ヲ舉ゲタリ

(例)

第一區部落會ニ於テ左記ノ通申合實行セリ

婿並ニ嫁トモ青年團服着用儀禮章ヲ附シ晴着ハ一切廢

止セリ、兩親及親類一同儀禮章ヲ附シ羽織袴等ノ新

調ハ絶体ニ見合シ申合後初回ノ模範的ニ式ヲ舉ゲタリ

止セリ兩親及親戚一同儀禮章ヲ附シ羽織袴等ハ新
調ハ絶体ニ見合シ申合後初回ノ模範的ニ式ヲ舉ゲタリ

社会教育課 宇津木本事務室

學務部長

社會教育課長

不記

群馬縣吾妻郡中之條町役場

年月日

學務部長

市町村長

青年學校長

女子中學校長